

八幡平市商工会報

・・・平成19年1月号・・・

編集・発行 八幡平市商工会
発行責任者 会長 高橋富一
〒028-7111
八幡平市大更 35-63-85
TEL:0195-76-2040

【 今 月 号 の 内 容 】	あいさつ	P 1	会長 年頭のあいさつ / 1月事業報告 新年交賀会
	Close up	P 2	会員紹介 松尾地区 ペンションアンダンテさん
	TMO		西根地区 歩行者空間整備事業(説教所前歩道整備工事)
		P 3	西根地区 商店街ライトアップ事業(12/22~)
	税 務	P 4	控除証明書の再発行について / 消費税 ・ 決算個別相談会のお知らせ
	講習会	P 5	中小企業知的財産に関するセミナー
		P 6	市内工場見学と経営講習会
		P 7	キジ肉を食材としたメニュー開発セミナー
	P 8	実務に役立つ! オンライン電子申請講習会	

年頭のごあいさつ

八幡平市商工会 会長 高橋富一

新年あけましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新年を迎えられたことと、心からお喜び申し上げます。八幡平市商工会が合併いたしまして、早いもので、大過なく一年を迎えようとしています。これもひとえに会員の皆様方や関係各位のご支援、ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます次第であります。

さて、日本経済は、戦後最長のいざなぎ景気を越え、回復基調に向かっているといわれていますが、私ども地方の商工業にとりましては、まだまだ実感がないというのが、現状であります。当市においては、昨年来の暖冬によりスキー、宿泊施設をはじめ地域商工業に大きな打撃を与え、厳しい経済情勢にあります。

こうした中、商工会では、中心市街地活性化事業の一環として、昨年暮れから大更フーガの広場通り、荒屋新町や田山新興通りにイルミネーションを装飾するなど地域の活性化に向けて事業を展開しているところであります。また、今後において、新しい八幡平市商工会の安定した組織運営と事業活動を推進するため、引き続き会員の増強に取り組んで参る所存であります。

今年は、亥年ですが、亥は田の神様や安産の神様、金運を招く神様、万病を防ぐともいわれ、私ども商工会員にとりまして、元気をつく希望に満ちた力強い年になりますように、心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

1月事業報告

平成19年新春講演会・新年交賀会 1/12

八幡平ライジングサンホテルを会場に、平成19年新春講演会・新年交賀会が、八幡平市長ほか多数のご来賓のご臨席のもと、開催されました。新春講演会は、国民生活金融公庫盛岡支店長小川剛氏を講師にお迎えし、「今年の経済見通し」～地域経済はどうなる～と題し、日本経済の現状と小企業の景況、今年の経済見通しを中心に講演いただきました。新年交賀会では、一年の健康と繁栄を祈念して、鏡開きを行い、新年のスタートに弾みをつけました。総勢105名の参加でした。



会員さん紹介!

~ C L O S E U P

松尾地区

ペンションアンダンテ さん



八幡平市松尾寄木の八幡平温泉郷でペンションアンダンテ（安暖庭）を経営する安井寿一さんは平成元年に開業。アンダンテの意味は音楽用語で`ゆっくりと`、`歩く速さ` 安暖庭（アンダンテ）`安らぎと暖かさのあるところ`の意味。岩手山の山麓で天然温泉に入り、ゆっくりと心身を休め、これからの活力を充電して頂きたいためこの名前にした。北海道函館市出身で、函館市の百貨店に入り販売や営業を担当しており、脱サラして始めたペンション経営は18年目になる。脱サラを決意したのは、東京行きの辞令を受け取ったとき。妻と2人の娘と別れての単身赴任。「家族とともに腰を据えて自分の生活をつくりたい。」とペンション経営を目指し、2年後に会社を辞め現在に至っている。ペンションの建設地は、ほかにも候補地があったが、「夏にもお客さんが来るし、温泉もスキー場もある」と旧松尾村に決めた。

ペンションは、妻の薫さんと二人で切り盛りしているが、ペンション経営のほかに、手作りクラフトが楽しめる八幡平で唯一のショップアンドアトリエと木工クラフトの安暖庭工房も営んでいる。手作りのドライフラワーアレンジと小物、陶器、織物、パッチワーク、押し花などが楽しめ、小岩井農場どんぐりころころ館にもショップがある。また地元の雑木を使い木工野鳥、野草など木工土産品を考案し、今まで、多くのマスコミの取材を受け、注目を浴びている。趣味は、家族全員が1級の腕前のスキー。

H P <http://www.rnac.ne.jp/~andante> 〒028-7302 岩手県八幡平市八幡平温泉郷 TEL : 0195 - 78 - 3477

西根地区TMO事業報告

歩行者空間整備事業(説教所前歩道整備工事)

国道282号線沿いの大更にある説教所前の歩道整備工事が11月末に完了しました。

説教所前の歩道が未だに整備されず、入り口にある敷石が凹凸し、歩道にはみ出している状態であるため、歩行者などの通行の妨げになっており、特に児童や高齢者が通行に大変不便をきたしている状況であることから、西根地区TMO事業推進委員会は八幡平市に強く要望しておりました。

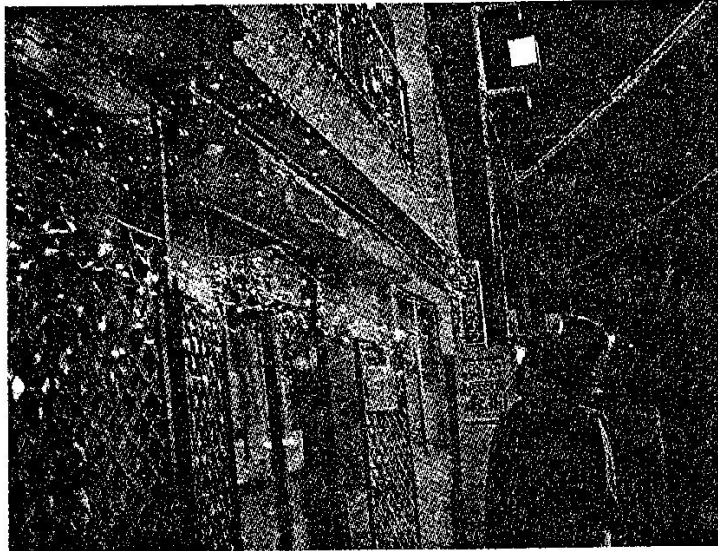


大更商店街活性化へ「光」

八幡平市商工会

広場通りに電飾設置

八幡平市商工会のTMO（タウンマネジ
メント機関）事業推進委員会（里館守哉委
員長）は二十三日夜から、八幡平市大更の
フーガの広場通り（市道大更新山線）で中
心商店街ライトアップ事業を始めた。広場
で彩ることで活気づけ、誘客を図る。



冬期の客足 増加を期待

イルミネーションの点
灯は初の試み。市商工会、
市観光協会、大更商店街
振興会が共催し、事業を
後押しする。点灯は午後
四時から同九時すぎま
で。一月末までの計画だ
が、反応をみて冬期間を
に期待がかかる

イルミネーションの点
通した点灯も検討する。
イルミネーション機材
は同委員会が購入し、協

力する商店や空き店舗な
ど十一店に配布。電気料
金は商店主が負担し、協
力した個人住宅には月額
二千元まで補助する。
約200軒の通り沿い
の商店とフーガの広場
に、白や赤、青、黄色な
どの色鮮やかな光が輝い
ている。協力した商店主
は「通りを明るくするこ
とで、活性化につながれ
ばいい」と期待する。
同委員会によると、大
更地区は四十七の飲食店
をはじめ商店が集中。県
北地区の中では飲食店が
多く近隣町村からの来客
者もあるが、冬期間は夜
間の客足が鈍るとい
う。フーガの広場通りと同
広場は、秋の「トク・ト
ク・戸板まつり」など大
更地区の各種イベントの
会場となっている。イル
ミネーションで飾り、イ
ベントの少ない冬期間の
通りを活気づける。
同委員会の佐藤進副委
員長（マルタカ代表取締
役）は「この冬が初めて
の取り組みだが、協力を
呼び掛け、徐々に街中を
イルミネーションで飾
り、活性化につなげたい」と意気込んでいる。

商店街ライトアップ事業

(12/22~)

今年度初めて、TMO事業の一環として、昨年
12月22日から新山線において、八幡平市観光
協会、協同組合西根町大更商店街振興会のご協力
を頂きまして、イルミネーションによる商店街ラ
イトアップ事業を実施しております。

本事業を行うことで、賑わいを創出し多くの
人々とのふれあいを通じ、商店街の活性化および
観光振興の促進を図り、回遊性を高めることを目
的としております。

岩手日報 H18.12.25 掲載記事より

税務

所得控除証明書をなくしてしまったら・・・

例年、確定申告の時期を迎えますと、所得控除に関わる証明書を無くしてしまったという声が聞かれます。生命保険、損害保険料の払込証明は、各保険会社にお問い合わせいただくこととなりますが、ここでは、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書と小規模企業共済制度掛金払込証明書の再発行の仕方について、ご紹介します。

1 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等の発行

- ・年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための11月1日から7日頃までの間にお手元に届くように送られています。なお、10月3日以降に、今年のはじめて国民年金保険料を納付された方につきましては、平成19年2月上旬に当該控除証明書が届きます。
- ・控除証明書専用ダイヤルは、0570-00-9911です。
（平成18年11月1日～平成19年3月16日 平日9:00～17:00）
- ・電話がつながりにくいときは、盛岡社会保険事務所 019-623-6211にお問い合わせ下さい。

2 小規模企業共済制度掛金払込証明書の自動発送サービス

- ・ご利用時間は、6:00～24:00、日曜日・祝祭日もご利用いただけます。
- ・プッシュホン電話から、音声に従い操作を行ってください。

電話（042-567-3308）をかける。共済契約者番号（9桁）と#を押す。生年月日のうち月日（4桁）と#をおす。（例）4月1日生まれの場合 0401# 共済契約者番号（9桁）が読み上げられるので確認する。よろしければ「0#」を、間違っているときは「1#」を押す。（「1#」を押したときは に戻ります）書類番号335（掛金払込証明書）と#を押す。依頼書類が「掛金払込証明書」であることが読み上げられるので確認する。よろしければ「0#」を、間違っているときは「1#」を押す（「1#」を押したときは に戻ります）契約者の連絡先電話番号と#を押す。電話を切る。

- ・自動発送サービスによるお届け先は、中小機構に登録されているご住所となりますので、お届けいただいているご住所に変更があった方のうち住所変更の届出をされていないご契約者の方は、共済相談室（050-5541-7171）にお申し出下さい。

<注意点>

既に送付されている「掛金払込証明書」には平成18年1月～9月までの掛金払込状況が記載されています。この額に、10～12月に払い込まれた掛け金を加算したものが所得控除額となります。なお、10～12月の掛金払込については、掛金を口座振替している金融機関の通帳をもとに、その納付（引落し）状況から所得控除額を算出してください。

消費税個別相談会（時間：10時～12時）		
期 日	場 所	税理士
1月26日（金）	八幡平市商工会安代支所	伊藤保己税理士
2月 9日（金）	八幡平市商工会安代支所	高橋登税理士
2月16日（金）	八幡平市商工会本所	高橋登税理士
2月22日（木）	八幡平市商工会本所	工藤重信税理士
決算・消費税個別相談会（時間：10時～16時）		
期 日	場 所	税理士
2月23日（金）	八幡平市商工会安代支所	伊藤保己税理士
2月26日（月）	八幡平市商工会本所	高橋登税理士
3月 2日（金）	八幡平市商工会本所	工藤重信税理士
3月 2日（金）	田山公民館	伊藤保己税理士
3月 7日（水）	八幡平市商工会本所	伊藤保己税理士
3月 9日（金）	八幡平市商工会安代支所	伊藤保己税理士
3月12日（月）	八幡平市商工会松尾支所	伊藤保己税理士
3月13日（火）	八幡平市商工会本所	高橋登税理士

みなさまのご参加お待ちしております！！

セミナー開催のお知らせ

中小企業知的財産に関するセミナー

知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等多岐にわたります。

本セミナーでは、中小企業経営者や後継者等を対象に、知的財産権全般を判りやすく解説するとともに、知的財産契約上の留意点、活用のノウハウなどを豊富な事例を交えて研修します。

この機会に是非ご参加されるようご案内いたします。

テーマ：中小企業における上手な知的財産活用方法

主な内容

1. 知的財産が注目された理由
2. 知的財産制度の内容
3. 知的財産活用のノウハウ
4. 知的財産契約上の留意点
5. 質疑応答
6. 個別相談

講師

丸岡特許事務所
弁理士

丸岡 裕作 先生

日時：平成19年2月5日(月)
13:30 ~ 16:30

場所：ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING「星雲の間」

受講料：無料 定員：100名

主催：岩手県商工会連合会

申込方法：下記にご記入の上、1月31日(水)までにFAX・郵送・メールにて申してください。

問合先：岩手県商工会連合会 地域振興グループ E-mail: shinko@shokokai.com

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目3番8号 TEL 019-622-4165 FAX 019-654-3363

申込書にてお申してください。(FAXの場合は切り取らずに送信してください。)

お申し込みに係る個人情報他は他の目的に使用いたしません。

キリトリせん

中小企業知的財産に関するセミナー」受講申込書

事業所名		TEL	
事業所所在地			
受講者氏名			